平成27年７月29日

高知県林業振興・環境部

**高知県において発電利用に供される木質バイオマスの適正な取扱**

**いを確保するための指針**

趣旨

これまで森林内において建設工事等に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条等は、生育していたその場で生活環境保全上支障のない形態で「自ら利用」として自然還元利用することにより森林を保全する場合、及び製材用材、ほだ木、薪炭用材、パルプ用材等一般的に有価で取引されるものとして利用する場合を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号（以下「廃棄物処理法」という。））に規定される廃棄物として規制をされてきたところである。

一方で電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく経済産業省告示（平成24年６月18日告示第139号最終改正平成27年３月31日告示第42号）において、木質バイオマス発電を含む各再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められた。

このうち、木質バイオマス発電設備の燃料については、従来、廃棄物としてきたものや自ら利用してきたもの等を発電用の燃料として利用することが可能となったところである。

こうしたことから、高知県においてバイオマス発電燃料として利用される木質バイオマスの適正な取扱いを確保するための指針（以下「指針」という。）を下記のとおり定めるものとする。

なお、高知市内の区域は、本取扱いの対象区域とはしない。

記

**１　対象となる木質バイオマス**

指針は、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度について定めた「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年６月林野庁（以下「ガイドライン」という。））」に記載された「間伐材等由来の木質バイオマス」及び「一般木質バイオマス」に区分される木質バイオマスのうち、高知県内で伐採、加工、流通等が行われ、直接バイオマス発電所に持ち込まれる次の木質バイオマスのみを対象とする。なお、竹由来のものを含む。

1. 森林から伐採、生産される木材（木の葉を含む。）
2. 製材工場等で木材の加工時等に発生する端材、おがくず、樹皮等の製材残材、シイタケの廃ほだ木や廃菌床
3. 建設工事の支障木（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号（以下「建設リサイクル法」という。））第２条第２項に規定する建設資材廃棄物を除く。）として伐採・搬出される木材
4. 屋敷林、果樹等の剪定枝、ダム流木等

**２　木質バイオマスの品質等の確保**

指針は、次のすべての条件を満たす木質バイオマスにのみ適用する。

（１）当該木質バイオマスの伐採を行う者、又は加工・流通を行う者により「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」であることが証明されたものであり、発電利用に供されるものであること。

1. 土砂等木質バイオマス以外の異物が混入していないことのほか、発電事業者の利用に耐え得る品質が確保されていること。

**３　木質バイオマスを利用する関係者の遵守事項**

発電利用に供される木質バイオマスの取扱い関係者は、ガイドラインの記載事項及び次の事項について遵守すること。

（１）「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」であることが証明されたものとそれ以外の木質バイオマスとは分別して保管・管理すること。

（２）木質バイオマスの保管、管理、利用にあたっては、取扱い施設周辺の生活環境の保全に格別の注意を払うこと。

（３）入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え適切に保管するとともに、管理簿等の関係書類は５年間整理保管すること。

（４）関係者は、木質バイオマスの取扱いに関して、行政機関から管理簿等の閲覧並びに伐採、加工、流通場所及び発電施設内への立ち入り調査等を求められた場合には、誠意をもって協力、対応すること。

**４　発電利用に供される木質バイオマスの廃棄物該当性等の判断**

1. バイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断に係る解釈等については、平成25年６月28日付け環廃対発第1306281号環境省課長通知により解釈の明確化が図られている。そのなかでは、①その物の性状、②排出の状況、③通常の取扱い形態、④取引価値の有無及び⑤占有者の意思等を総合的に勘案した結果、不要物と判断されず、かつ有効活用が確実なバイオマス発電燃料については、廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当しないとされている。なお、上記①～⑤の判断要素の総合的な勘案の結果、廃棄物に該当するものと判断される場合には、廃棄物処理法に基づき適正に処分することが求められている。

（２）ガイドラインに記載されている建設資材廃棄物は、建設リサイクル法に規定される建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものであり、指針の対象とはならない。